

第10回南沢五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討会要録

日時・場所	平成23年7月2日（土）17:00～19:00 第五小学校視聴覚室	
出席者	委員	12名（欠席2名）
	市	高橋都市建設部長、（事務局）土屋都市計画課長、都市計画課職員3名
次第	1. 開会 2. 議事 (1) 安全・安心のまちづくりのための対応について ・防災、周辺環境、青少年対策等について意見交換 (2) その他 3. 閉会	
議 事		
次第1 開会		
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の出席状況報告。本日は委員14名中11名の出席、2名の委員から欠席の連絡があり、1名の委員からは連絡がない。定足数に達しているため、会議は成立している。 	
次第2 議事（1）安全・安心のまちづくりへの対応		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、周辺環境、青少年対策等について意見交換 		
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の会議要録は事前に配布している。内容について修正等があれば本日はいただきたい。 （修正意見あり） ・ 修正し、名前を削除した上で、市のホームページに掲載する。 ・ 配布資料の説明を事務局に願います。 	
事務局 （都市計画課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料確認・説明。 資料1 第9回検討会までに出された意見（まとめ） 資料2 南沢五丁目商業施設周辺図（意見入り） その他 南沢五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討会委員名簿 （平成23年6月16日現在） 	
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事1（1）安全・安心のまちづくりのための対応について、「防災、周辺環境、青少年対策」等について意見交換を行いたい。 ・ 事務局から配布された資料を参考に、もう少し掘り下げたい点や追加したい点などについて、ご意見をいただき、検討していきたい。 青少年対策についても、終りのところで述べられているが、その他環境・防災について、フリートキングで皆さんからいろいろな意見を出していただきたい。 その後、前回検討した「交通対策」について、追加等意見があればご意見いただきたい。 ・ まず、周辺環境について。この周辺に不特定の人が集まるようになり、今までののんびりした環境から、かなり違うようになると思う。そのようなことを想像して、皆さんからご意見いただきたい。 	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひばりが丘団地内は団地の建て替えのため、空き家が多くなっている。そのため 	

	<p>か、ひばりが丘団地内の不審者情報が、子どもが通っている中原小学校の連絡網で回ることが年に2回程ある。これは西東京市側だけの問題で、東久留米市側の問題ではないかもしれないが。</p> <p>商業施設ができることにより、どのように変化するのかは何とも言えないが、事業者としても、不審者には気をつけなければならないことを認識してほしい。</p>
座長	<ul style="list-style-type: none"> 東久留米市の場合は、連絡網で回ってくるのか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 田無警察管内の最近の不審者情報は、6月9日に公然わいせつ事件が発生したという情報が来た。これは学校の連絡網では回ってこなかった。警察からの情報である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の場合は、子どもの動揺や頻度を考慮し、伝達方法が異なる。緊急性が高く、近隣に不審者が出た場合は、やんわりと、子どもが怖がらない程度に家庭に伝えられるよう、学校長判断で手紙を出している。また、下校時には集団下校をさせる。 どういふものを連絡するかは、学校長判断となっている。緊急性が高ければ、保護者へ連絡網で行っている。 学校以外の情報として、保護者は田無警察「不審者情報メール」に登録して情報得ている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> どのぐらいの頻度で不審者情報があるのか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 五小地区は、東久留米市内でも比較的安全な地域である。不思議なことに、所沢街道を挟んで南側と五小側では不審者の出没する頻度が違う。五小地区は学校を中心に、地域の方々の協力を得て、老人会の方がパトロールをしている。この辺で不審者が出たということあまり聞いたことがない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 東久留米駅北側や下里方面では聞いた事がある。第五小学校では3年前に1回、便りが来たことがある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 中原小学校によく連絡が入るということは聞いている。 ひばりが丘団地の建て替えによる空き家が非常に多いので、浮浪者がおり、それを子どもたちが怖がっているとは聞いている。 幸いなことに、東久留米市側は団地が道路側に面していることもあって、そういうことは聞いたことがない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 4月の会長就任後早々に、ラストパーク内で子どもたちの火遊びがあったため、警察に来てもらったことがあり、マンション内の巡回警備をお願いしたこともある。 田無警察署管内で、この地区の担当はひばりが丘団地交番になる。ここの交番は、現在一人の警察官がすべて対応している。そのため、午後2時で交番を閉めてしまう。 ひばりが丘団地内は、浮浪者か未成年者か分からないが、溜まり場になっているようだ。空き地になっている建設用地にも、20歳前後の子どもたちが集まってきていると担当の警察官から聞いている。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 交番の警察官が巡回していて、何かあると田無警察署からパトカー巡回の応援がある。

	<ul style="list-style-type: none"> 東久留米市内での不審者情報は、警察から流される場合と学校から流される場合の2通りがある。 青少協へは情報がファクスで流れてくる。学校には、学校の近辺だと保護者から連絡がくる。 この地域は市境ではあるが、西東京市の情報はこちらには来ないことがある。交番の警察官と話さないとこの近辺の情報は入ってこない。市境がすごくネックになっている。 商業施設ができた場合、その情報を共有することができるよう、改善していかなければならない。その辺の対応については、商業施設ができなくても、お互いの市の連携が必要かと思う。 それと同時に中間報告書で、交番の設置、できなければ警察官立寄所を要望している。ここでも、要望として出していきたい。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ひばりが丘団地の建て替えにより空き家があるため、不良などの溜まり場となっているということも、事業者には考慮してもらいたい。 ひばりが丘団地の東久留米市側の建て替えは終わっているのか。
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ひばりが丘団地の建て替えについては、東久留米市側はURの賃貸住宅に全部建て替えるわけではなく、全体の約半分を建て替えし、残りの部分は整備敷地として売却される方向である。 日生住宅に近い部分は、110戸ほどの戸建住宅として民間の宅地造成が計画されている。 西東京市側は、現在UR賃貸住宅の建設中である。 除去予定の既存住宅の居住者の退去がまだ完了していないので、ところどころが空き家になっており、以前、先程話のあった不審者情報もこの場所で頂いたことがある。 西東京市側は順次建て替えをしていて、平成25年度ごろには賃貸部分の建て替えが終り、既存の住宅は除却される。その後どのようなかたちになるかは、今後の課題である。
<p>座長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東久留米市側がどのようになるかは決定されているが、西東京市側については決定されていない部分がある。 安全面でパトロールをしても、空き家になるときが一番怖い。東久留米市南中地区青少協では、東久留米市・西東京市のどちらもパトロールしている。 商業施設ができた場合には、西東京市だからとか東久留米市だからとかということではなく、これからはひとつの広いエリアとして考えて行かなければいけないと思う。 東久留米市として西東京市へ要望を出していかないと、なかなか市民サイドだけで要望をしても通じないこともある。 事業者には、開店後も引き続き話し合いの場を持っていただきたいという要望をしているが、市も含めたかたちも大切かなと思う。 また、青少協・PTAという言葉も出ているが、それらの団体を加えてもいいと思う。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 西東京市民がこういう意見を出しているということを、東久留米市から西東京市に伝えてくれるのか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書に取りまとめられれば、前回も話をしたとおり、それを基にして警察や事業者と協議をすることになる。それに加えて、西東京市の教育委員会や安全・安心を担当している部署に対して、具体的に東久留米市として要望することになる。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベルで要望するよりも、市を通した方がいいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 警察署は、東久留米市も西東京市も田無警察署管内で同じである。連携として、例えば防犯協会とできないのか。市だけでなく、防犯協会を活用してはどうか。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 民間でやっているところも含めて、要望していった方がいい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> エル・スタージュ敷地内から五小通りへ右折で出る際、道路が渋滞していて敷地から出られない状態になってしまうことが心配である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設が開店し、市道110号線が開通した場合、市道110号線のほうが広いので、西武バスはガストの交差点を通らず、五小通りと市道110号線との交差点を左折し、田無方面に行くようになると思う。その際、エル・スタージュ前のバス停は、市道110号線に移されるだろう。 そのため、その区間の五小通りには大きいバスが通らなくなるので、渋滞は緩和され、駐車場からの出入りも改善される。 また、所沢街道と五小通りの交差点は事故が多いため、対策が必要だと思う。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 事故が多いので、交通対策についても配慮してもらえるようにしたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 一時、バス停がなくなるような噂は出た。エル・スタージュとラスティパークだけで500世帯ある。ここの南沢五丁目バス停は利用者が多い為、バスの本数も増えた。 南沢五丁目のバス停がなくなるか確認してもらえるのか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 確認はできるが、将来的にどうするかというのは別の話になる。 現状で、直ちにバス路線を変更するということはないと思う。西武バスも既存のバス路線を変更することは、利用者があるので安易には行わない。利用者に支障がないような状況が確認できれば、変更することはあると思う。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 続いて青少年対策について。 事業者に対して、子どもたちのために注意しておいてもらいたいことや配慮してもらいたいこと、例えば、万引きがしやすいようなレイアウトは避けてもらいたい、とかあるか。 子どもたちにとって、心配していることがあれば言ってもらいたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 前回、商業施設開店後も事業者と話せる場がほしいと述べた。開店後はさまざまな問題が出てくると思う。この地域が商業施設を受け入れるのだから、事業者はそのあたりを考慮して、地域の話聞いてくれる組織の設置について、明確にしてほしい。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 検討会では、年2回くらいそうした場を設けること、と提案しているが。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 協議の窓口をつくってもらいたい。

座 長	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対して心配事が生じたときに、それを聞いてもらえるような窓口がほしい、ということか。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設へのクレーム窓口ではなく、適宜地域に対して要望を聞いてくれる窓口を設けてもらいたいのである。きちんとこちらの意見を聞いてもらえる場がないと、まちとしてうまくいかないのではないかと。 商業施設ができる前に検討会でいくら意見を言ってきたとしても、できたらおしまいというのでは困る。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省は、小学校のそばに大規模店舗を建ててはいけないという通達を出している。子どもが学校帰りに立ち寄ることが、人生を誤る原因になるからだと思う。この通達に罰則はなく、あくまで努力規定である。だから、実際にこういう建物が建ってしまうのだ。事業者は、通達を無視してやっているという自覚を持って、地域に対しての窓口をつくるなどしてもらいたい。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 市は事業者に対し、どれくらいの権限を持って対応しているのか。テナント選定は事業者任せで、何が入るか分からない。どのあたりまで、市は事業者と交渉できるのか。 大きな商業施設だから催事やイベントが多くあるだろう。それらに関わる車両も搬出入車両の台数に含まれているのか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 市として必要なことについては、事業者と話をしている。 例えば、中間報告で取りまとめた地域貢献施設機能について、イベントの協力や多目的ホールの設置、また、市内商業の活性化への協力など、さまざまなかたちで事業者と協議をしている。ただ、経営的な細かな部分に立ち入れないことは、理解してもらいたい。 前回、●●委員から質問があった納品車の件について。 事業者によると、物流センターにすべて納品させ、そこで一括して検品するということである。その後、各店舗では検品せずに、荷降ろしして引き上げるだけということである。 環境影響評価書にあるとおり、物流の効率化により、荷さばき車両の台数を減らすようシステムを組んでいるという話である。 一方、テナントはそこまで物流システムを確立していないので、荷さばきがスムーズでなければ、事業者が納品業者を一社指定し、荷さばきをスムーズにするなどの措置を取っていききたいとのことである。
座 長	<ul style="list-style-type: none"> どのようなテナントが入るかは、基本的には事業者が決めることだ。しかし、住民としては、こういう店は入らないでほしいというものがあるかと思う。 我々としては、店舗名を挙げるのではなく、例えばゲームコーナーだったら「親子で楽しめるくらいにしてほしい」「大人が喜ぶものにはしないしてほしい」といった意見を出すことで、テナント選定に関わることができるのではないかと。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 1日の客単価とか延べ入店客数を知っているか。それらを知ることで、事業者の対応も変わってくるのではないかと。

事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> そこまでは分からない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 中身のことももっと考えないと、より良くなれないと思う。
都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な中身については、事業者も大店立地法の手続きの時期にならないと話ができないと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> では、テナント誘致に際し、事業者は何も言わないのか。来店客数や売上単価、商圈、チラシなどについて絶対話をしている。それをせずにテナント誘致はできないだろう。
都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> テナント誘致する以上は、そういった想定をしているとは思っている。しかし、具体的にどういう店舗が入るかは、我々には分からない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 店舗はいいとして、最低、1日当たりの延べ人数、客単価、来店車両の台数くらいは知っているだろう。
都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> 車両台数や滞留時間については環境影響評価書に記載されている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 入店客数や売り上げ単価が分からないのか。これは事業者の目標だ。では、商圈はどのくらいか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が来店車両台数の算出で想定している商圈は、5キロ圏内。大店立地法に基づき算定しており、その範囲内で台数は想定している。 事業者が公表している内容以外は分からない。来店車両については、他店の事例を基に市でも想定しているが、開店当初の混乱時期は別として、事業者が想定台数を過小評価しているとは思っていない。 話せる情報としては、シネコンは入らないと聞いている。入ると、来店者の滞留時間が変わり、前提条件が変わってしまう。
委員	<ul style="list-style-type: none"> テナントに風俗営業を入れないとは聞いているが。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業は地区計画で規制しており、風営法に関するものは立地できない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> インターネットカフェはどうなのか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> インターネットカフェ自体が対象となるか分からないが、風営法で規制されるような内容だと駄目だ。確か、規制の対象になる営業形態と、そうでない形態があると思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> インターネットカフェは犯罪の温床になっているし、出店しないよう言っただきたい。 周辺環境について。この規模の商業施設だと、冷蔵庫や冷凍庫、エアコンがたくさん設置されるだろう。それらは低周波音を出す。環境影響評価でもこのことを事業者に言ったが、事業者によると他店では低周波音について苦情は出ていないとのこと。だが、既存店はロードサイド店だから苦情が出ないのである。 住宅地にエアコンの室外機が1万台くらい設置されるイメージを持ってもらえばいい。低周波音や振動、熱風の問題が生じると思うが、開店後も環境影響評価の数値に変わりがないかどうか、確認してもらいたい。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 今のお店はオープンスペースでつくる場合が多い。そうすると、万引きしやすい

	<p>環境がどんどん増えてくる。警備は警備会社をお願いするのだと思うが、制服の人が巡回していれば、大人も子どももそれを見て手を引っ込めることがある。それに加えて、私服警備員の巡回によって、万引きさせないよう子どもたちへ配慮してもらいたい。</p> <p>また、子どもたちを見守ってもらえるような人材を育成してもらえるよう、従業員教育をお願いしたい。テナントの場合、向かいの店で万引きがあっても、自分の店ではないから関係ないと言って、見過ごす場合があると聞いたことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広く空いている場所でサッカーやスケボーするなど、子どものたまり場になる可能性があるから、その対策を強く要望しておかないと、周辺住民にも迷惑がかかる。「ここはいい遊び場だ」とならないよう、警備をきちっとしてもらいたいと思う。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の小中学生は、昔ほど夜な夜な外出しない。インターネットの普及によって、家にいながら、いろんな人とつながりが持てるからである。たむろなんかしていない。夜のパトロールも行っているが、午後8時以降は子どもがいない。皆、自分の部屋から携帯で、市をまたいで外部とつながっているのである。そういう状況である。 ・ 今の市道110号線は、小中学生にとってオアシスである。花火をしたり、ちょっと騒ぎたくなる場所なのである。ここがなくなると、この子たちはどこへ行くのか。商業施設のように明るいところではたむろしないだろう。むしろ、周辺に分散するのだろう。それはラスティパークの公園かもしれないし、ひばりが丘団地の中かもしれない。 <p>そうすると、事業者に言うだけでは駄目だと思う。青少協など、近隣の地域の人も声掛けをしてもらうなど、意識を高めなければならない。また、警察に巡回してもらえるよう市からもお願いしてもらおうなど、協力してもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広い駐車場ではサッカーはしないだろう。警備員がゼロなんてありえないだろうし、こんなに大きい商業施設なのだから、24時間誰かしらいるだろう。その時に見回って注意してもらったり、警察から声掛けしてもらえばいいのでないか。 ・ その時その時に起こる問題については、その都度必ず事業者話し合いの場を設けてもらい、解決していけたらと思う。 <p>また、先ほどの意見にもあった防犯協会に協力してもらおうことも考えなければならない。</p>
<p>座長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民と事業者がスムーズに意見交流できることが、子どもたちにとって大切なことになってくる。 ・ 防災についてはどうか。このあたりに住む者として、事業者に求めることは何かあるか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災については、防災協定で具体的なことを規定するのだろうが、その中で特に水の確保は重要なので、既存の2箇所の井戸を活用できるようにしてほしい。災害はいつ発生するか分からない。
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プール横にある井戸については、防災用として活用できる見込みがあるため、残しておくとのことである。

座 長	<ul style="list-style-type: none"> 井戸があるところでは、水を汲み上げるために発電機が必ず用意してあると聞いたことがある。事業者もそう考えているかと思うが、一般の方に分かりやすく、どこかに大きく表示してもらいたい。 大きく表示してもらえれば、安心感がある。個人のお宅で井戸があっても、小さく「防災井戸」と書いてあり、見過ごしてしまう。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 工事着工が24年4月で、竣工が25年3月という掲示が出ていた。事業者側の構想が具体化されてきたと思われるが、事業者から現時点での構想を聞くことにより、改めて我々の要望も出ることが考えられるので、そういう機会を設けてもらいたい。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 今後の話として、宅地開発条例上でも、近隣への事業計画の説明が必要だし、大店立地法でも説明会が義務付けられている。出店するまで、法的な義務付けの中で、説明会等が開かれていく。 任意では、以前、本検討会でも安全・安心について事業者の考え方等についての説明を事業者から受けている。再度ということであれば要請はするが、内容的には前回の内容からさらに進んだ話をもらうのは難しいと思う。
座 長	<ul style="list-style-type: none"> 事業者を確認してもらい、何か進んだ部分があれば検討会で報告してもらいたい。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 建築計画の掲示が出ている以上は、日々変わって、コンプリートされつつある。以前に説明を受けたが、初めて出席したときのことであり、全ては理解できなかった。 4月に着工ということで、かなり進んでいると思われる。たまたまこういう会で委員をしているので、現況をぜひ知りたいと思うし、より多くの情報をキャッチして、こういう機会に反映していきたいと思っている。
座 長	<ul style="list-style-type: none"> 話す機会があるか、事業者に聞いてもらいたい。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 時間的な部分もあるので、検討会としては困難だと思うが、話はする。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 市道110号線をまたいで通路ができるかと思うが、認可は下りたのか。また、建築確認とは別なのか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設棟の2階と駐車場棟を結ぶのが歩行者用、その上部、商業施設棟と駐車場棟の屋上を結んでいるのが車用である。 認可は下りていない。建築確認と同じようなかたちで申請をするが、手続き的には、通路設置の認可は関係行政機関からなる路上協議会での手続きが必要になる。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 簡単には認可が下りないはずである。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には建築確認部署と道路管理者、警察署と消防署で協議会を設置し、認めるか否かを判断する。申請すれば簡単に認可が下りるものではない。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 市としては地下水が出にくくなるという懸念はクリアしているのか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> クリアしている。
座 長	<ul style="list-style-type: none"> 今後はまとめの段階に入るので、意見があれば今のうちをお願いしたい。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の5ページ、周辺環境の部分で「敷地内には駐車誘導員がいると思うが、

	<p>商業施設の周辺の交差点に誘導員なり、警備員を置いてもらうよう要望できないか」とある。</p> <p>工事現場に誘導員がいるが、その指示に従ったら事故に遭った経験がある。誘導員には何の権限もない。誘導に従ったのだから問題ないと思ったのだが、事故を起こした方が悪いとのこと。誘導、指示は警察官だけができるのである。つまり、誘導員の指示に従っても、事故を起こせば我々の責任になる。</p> <p>駐車場の誘導員はいいが、周辺の交差点の誘導員の指示に従って事故を起こしても、自己責任になる。誘導員は事業者の責任で置くわけだが、そういうことを承知の上で、誘導員を置いてくれるのか。死亡事故が起きたら事業者は責任を持てるのか。検討してもらいたい必要がある。</p>
座 長	<ul style="list-style-type: none"> 誘導員を配置した会社の責任だと言っても、会社が対応してくれるのかどうかという心配がある。そのあたりを確認した方がいい。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 交通の指示ができるのは警察のみであるため、来店車両に対する誘導に留めざるを得なくなると思う。一般の交通整理にはならないだろう。
座 長	<ul style="list-style-type: none"> 交通整理により事故が起こった場合の責任の所在と対応をきちんとしておくよう、要望しておきたい。 これが最終ではなく、まとめた段階で意見を言える場を設けるので、そのときに意見があれば言ってもらいたい。 次回の日程について調整願いたい。
(2) その他	
事務局 (都市計画課長)	<p>【開催日程について説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回、7月23日の土曜日、午後5時から、場所はここでということの話がまとまったが、そのままよろしいか。
委 員	(異議なし)
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 前回、今回と頂いた意見をまとめ、全体的な報告書に持っていけるよう、構成案みたいなものをつくっていききたい。 7月23日の次の日程については、事務局で最終報告書のとりまとめ作業があるため、8月20日か27日で設定したいが、いかがか。
委 員	(委員間で日程調整)
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> では、第一候補を8月20日とする。状況によっては1週間延びる可能性もある。
次第3 閉会	